

全事業所 共通

身体拘束等の適正化のための指針

2023(令和5)年4月1日

株式会社 吉田の介護

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

1 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止とする。

2 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

一 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

二 非代替性

身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

三 一時性

身体拘束等が一時的であること。

3 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

一 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

二 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める

三 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿った支援を提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

四 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

五 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、虐待防止委員会において検討する。

六 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

2. 身体拘束廃止にむけた体制

1 身体拘束適正化委員会の設置

本事業所では、身体拘束等の適正化を推進するにあたり、原則として「身体拘束適正化委員会」の設置が求められるが、虐待防止との関連性が高く、協議内容にも重複が見られることから、運営の効率化および実効性の向上を目的として、「身体拘束適正化委員会」は「虐待防止委員会」に統合して開催するものとする。

そのため、身体拘束に関する検討、事例の共有、職員への研修等についても、虐待防止委員会において一体的に実施し、身体拘束の適正化に関する対応が適切に行われるよう努める。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または他利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむ得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

一 利用前

事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、虐待防止委員会にて協議する。

身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」を以て同意を得る。

二 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、虐待防止委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

三 身体拘束等の継続と解除

身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

虐待防止委員会において協議し、継続か廃止か検討を行う。

身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の観察を行い、「身体拘束経過記録」に記録する。

身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

四 緊急時

緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は、虐待防止委員会において協議する。

家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、他職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

- 1 事業者責任者
 - 一 身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者
- 2 管理者
 - 一 支援現場における諸課題の統括管理
 - 二 身体拘束等廃止に向けた職員研修
- 3 現場責任者
 - 一 家族、ケアマネージャーとの連絡調整
 - 二 本人の意向に沿った支援の確立
 - 三 施設のハード・ソフト面の改善
 - 四 記録の整備
- 4 職員
 - 一 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
 - 二 利用者の尊厳を理解する。
 - 三 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解。
 - 四 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める。
 - 五 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
 - 六 記録は正確かつ丁寧に記録する。

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

業務に係る全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- 一 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修(年1回以上開催)の実施。
- 二 その他必要な教育・研修の実施
- 三 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

— 以上 —

変 更 履 歴

版番号	発行年月日	内容
第1版	2023/04/01	新規作成